

固定資産の減損会計③

固定資産の減損会計では、①資産のグルーピング、②減損の兆候の判定、③減損損失の認識の判定、④減損損失の測定の4つのステップにより検討が行われます。

今回は固定資産の減損会計のうち、③のステップの減損損失の認識の判定についてご紹介したいと思います。

減損損失の認識の判定では、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとなります。

将来キャッシュ・フローは企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る必要があり、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮して決定します。(計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは見積りに含めないこととなります。)

また、割引前キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存耐用年数(※1)又は資産グループの中の主要な資産(※2)の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とされています。(主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合には、20年経過時点の回収可能価額を算出し、20年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算することとされています。)

(※1) 経済的残存使用年数

経済的残存使用年数は、当該資産が今後経済的に使用可能と予測される年数とされており、対象となる当該資産の材質・構造・用途等の物理的な要因のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も検討し、見積ることとなります。なお、資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が、当該資産の減価償却計算に用いられている税法耐用年数等に基づく残存耐用年数と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該残存耐用年数を経済的残存使用年数とみなすことができるとされています。

(※2) 主要な資産

主要な資産は、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産とされています。主要な資産は、経済的残存使用年数は異なるが物質的性質や用途等において共通性を有する複数の償却資産の集合体が最も適切と判断される場合もあるとされています。

以上